

大阪市立住吉区老人福祉センターの指定管理予定者の選定について

大阪市では、大阪市立住吉区老人福祉センターの選定にあたって、外部の有識者等からなる指定管理予定者選定会議を開催し、審査を行いました。

このたび、次のとおり指定管理予定者を選定しましたので、お知らせします。
今後、市会の議決を経て、指定管理者としての指定を行う予定です。

1 指定管理予定者

名 称 社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会
住 所 大阪市住吉区浅香1丁目8番47号
代表者 北原 隆

2 指定管理予定期間

平成31(2019)年4月1日～平成36(2024)年3月31日（5年間）

3 選定会議による選定審査等

(1) 申請の経過

募集要項の配布期間	平成30年6月29日～平成30年8月31日
現地見学会	平成30年7月31日
申請書の受付期間	平成30年8月23日～平成30年8月31日

(2) 審査経過

第1回 平成30年6月22日
第3回 平成30年9月11日

(第2回選定会議については他区老人福祉センターの指定管理予定者について審議)

(3) 申請団体

社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会
社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会

(4) 選定項目・審査結果

申請団体名	選定項目	配点	選定委員				平均
			A	B	C	D	
社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会	施設の設置目的の達成及びサービスの向上	35	31	31	23	29	28.50
	市費の縮減	50	49	48	45	48	47.50
	申請団体	5	4	4	3	5	4.00
	社会的責任・市の施策との整合	10	7	7	7	7	7.00
	合計	100	91	90	78	89	87.00
社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会	施設の設置目的の達成及びサービスの向上	35	21	24	19	26	22.50
	市費の縮減	50	47	45	44	47	45.75
	申請団体	5	3	4	3	3	3.25
	社会的責任・市の施策との整合	10	9	9	9	9	9.00
	合計	100	80	82	75	85	80.50

(5) 選定理由

大阪市立住吉区老人福祉センターの指定管理予定者の選定にあたっては、2団体から申請があり、大阪市立老人福祉センター指定管理予定者選定会議において、申請団体から提出された事業計画書等について、大阪市立老人福祉センター条例第15条に規定している選定基準に基づき総合的に評価・審査し、次の理由により指定管理予定者として適当であると判断しました。

社会福祉法人大阪市住吉区社会福祉協議会については、これまでの実績を踏まえ、他施設・機関と連携を図りながら、高齢者の生きがいづくり活動や地域福祉活動等への支援について、具体的に提案されており、一層の市民サービスの向上が期待できる事業計画となっている。特に、利用者の多様なニーズに応じた取り組みを反映した事業計画となっている点と、老人福祉センターの運営に対して、ボランティアを積極的に活用する提案をしている点は評価できる。

障がい者等の就職困難者を雇用するなど、優れた取り組みについては、引き続き実施することを期待する。

社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会については、具体的な地域の特性や課題を把握した提案となっておらず、また、事業計画については実効性に不安が残る提案であった。

以上の理由で、社会福祉法人大阪市住吉区社会福祉協議会が、大阪市立住吉区老人福祉センターの指定管理予定者として適当であるとの結論に達した。

4 選定委員名 役職 (五十音順)

池田 淳子	(認定NPO法人 大阪府高齢者大学校 理事)
神部 智司	(大阪大谷大学 人間社会学部 人間社会学科 教授)
西村 幸平	(公認会計士)
野村 恭代	(大阪市立大学大学院 生活科学研究科 生活科学部 准教授)

〔 担当：福祉局高齢者施策部いきがい課
電話：06-6208-8054 〕